

## 無権限者への弁済の法律関係

山 本 宣 之

- I 問題の所在
- II 判例の概観と検討
- III 前提となる法律関係
- IV 債務者の法的地位
- V 債権者の法的地位
- VI 無権限者の法的地位
- VII おわりに

### I 問題の所在

(1) 債務者が、債権者等の受領権限を有する者ではなく、無権限者に弁済した場合の法律関係については、最近の判例が4件ある。<sup>(1)</sup> それらは、債権者または債務者から無権限者に対する、不当利得返還請求または不法行為に基づく損害賠償請求の事案であり、いずれの判例も請求を認容するか認容する方向の判断を下している。その結論自体については異論は少ないものの、とくに無権限者の否認を信義則違反として排斥する2件の判例に関しては、その法律構成に疑問を残した消極的な支持も多く、すっきりした解決が得られたという印象はない。また、学説の議論は、判例評釈の場を中心に行われているため、他の判例や他の事案を視野に入れた検討は手薄であるほか、債務者・債権者・無権限者の三者相互の関係の考察にまで及ばないことが多い。しかし、無権限者への弁済は、単純な事実関係によって発生しうる事例であるだけでなく、基本制度というべき弁済の効力に關係することから、解明が必須の法律問題に属するといえる。しかも、この問題は、不当利得・不法行為の基本的理解とも深く関係しているため、

---

(1) 次述Ⅱ参照。

この観点からの検討も不可欠である。本稿は、こうした認識に基づいて、無権限者への弁済の法律関係の全体を考察し、債務者・債権者・無権限者の法的地位とその相互関係について理解を得ようとするものである。

(2) なお、現民法は、債務者が無権限者に弁済した場合について、478条（債権の準占有者に対する弁済）、479条（受領する権限のない者に対する弁済）、480条（受取証書の持参人に対する弁済）を設けている。新民法は、<sup>(3)</sup> 478条の趣旨を実質的に維持しつつ「受領権者としての外觀を有する者に対する弁済」の規定に変更し、<sup>(4)</sup> 479条については文言のみを変更し、また480条を削除して478条に統合するが、その基本的な規律は現民法と異ならないと考えられる。このため、現民法下の4件の判例や学説は、新民法においてもその意義を失わないとみられる。このほか、新民法では、122条の2（原状回復の義務）に規定が新設され、703条・704条の不当利得返還義務のうちのいわゆる給付利得に関する特則であるとされる。<sup>(5)</sup> 債務者が無権限者に弁済した場合は一般に給付利得の問題になると解されているが、<sup>(6)</sup> 122条の2にいう「無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた」に、「そもそも債権ないし受領権限なくして債務の履行として給付を受けた」場合が含まれるかどうかは明らかではない。今後の解釈問題といえるが、122条の2の適用が認められる場合は、703条・704条と条文上の要件・効果が異なることになろう。

また、現在、法制審議会民法（相続関係）部会において、民法の一部改

(2) 不当利得の観点からドイツ法を参考に検討するものとして、藤原正則「無権限者による他人の物の処分と他人の債権の取立による不当利得(1)～(4・完)」北大59巻2号565頁、3号1219頁、4号1707頁（2008年）、5号2309頁（2009年）。

(3) 「民法の一部を改正する法律」（平成29年6月2日公布、法律第44号）に基づく改正後の民法典を指す。

(4) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』179-180頁（2017年、金融財政事情研究会）160頁。

(5) 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（平成二年四月）」52頁、潮見・前掲注(4)30頁。

(6) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（上）』119頁（1981年、青林書院新社）、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』30頁（2001年、有斐閣）、藤原正則『不当利得法』49頁（2002年、信山社）。

正の作業が進められ、預貯金債権等の可分債権を遺産分割の対象に含めるとの提案がなされている。<sup>(7)</sup> 現民法下の判例のうち3件は、預貯金債権が相続の開始により当然に分割承継されるとする判例法理を前提に、共同相続人の一部が相続分を超えて払戻しを受けた事案である。改正審議において、遺産分割前に可分債権を行使できるかどうかの取扱い等は確定されていないが、こうした事案は相対的に減少することが予想される。しかし、判例のうち1件は、相続が関係するものの当然分割承継をめぐる事案ではなく、また、無権限者への弁済の事案（かつ無権限者が所在を把握され返還・賠償の資力も有する事案）がおよそ消滅するというわけではないであろう。

## II 判例の概観と検討

(1) 債務者が無権限者に弁済した場合に関する最近の4件の判例を概観し、考察すべき点を確認するとともに、考察のための手がかりを得たい。

最高裁平成16年4月判決は、<sup>(9)</sup> 共同相続人Xが相続分を超えて貯金債権の全額の払戻しを受け、他の共同相続人YがXに対し自己の相続分に応じた金額の不当利得返還請求をした事案である。貯金債権の払戻しに至るまでの経緯や当時の郵便局の対応など、事実関係の詳細は不明である。最高裁は、相続財産中の可分債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割承継されるとしたうえ、「したがって、共同相続人の一人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相

(7) 「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（平成28年6月21日）」6頁。

(8) 最大決平成28・12・19民集70巻8号2121頁は、この法理を変更し、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」とした。

(9) 最判平成16・4・20判時1859号61頁。多くの判例評釈は当然分割承継の法理に主眼があるが、無権限者への弁済に関しても論じるものとして、山田誠一「判批」ジュリ1291号86頁（2005年）、平野裕之「判批」私リマ31号70頁（2005年）、井藤公量「判批」岡法55巻2号117頁（2006年）。

続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対し不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるというべきである。」とした。

この判決は、相続分を超えた払戻しが 478 条により有効な弁済となるかどうかを問わずに、債権者に無権限者に対する不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求を一般的に認めるかのようにみえる。しかし、これは不当利得に関する予備的請求を却下した原判決を破棄差戻しする判決であり、差戻審において改めて事実関係が認定されることを前提に、それらの請求ができる可能性の存在を指摘したにとどまると解すべきであろう。したがって、不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求と 478 条の関係や法律構成を明らかにしたものではなく、また、このように理解することは、他の 3 件の判例がこの判決を引用していないこととも符合するであろう。

(2) 最高裁平成 17 年判決は、共同相続人の二人  $Y_1 \cdot Y_2$  が各  $1/3$  の相続分を超えて預金債権の全額の払戻しを受けたため、X 銀行がそれらの者に対し不当利得返還請求をした事案（乙事件）である。これとは別に、共同相続人の他の一人 C が X 銀行に対し  $1/3$  の相続分に応じた預金債権の払戻しを請求した事案（甲事件）がある。両事件は併合して審理され、X 銀行が両事件で敗訴したため上告受理申立てをしたところ、乙事件に関してのみ上告が受理されたという経緯がある。原審は、X 銀行が甲事件の C に対し現実に二重弁済した後でなければ、乙事件の不当利得返還請求の要件である損失は生じないとして、その請求を棄却した。

---

(10) 現民法 480 条も問題になりうるが、以下、記述の煩雑を避けるため（また、新民法では削除されることも考慮し）478 条のみを挙げる。

(11) 最判平成 17・7・11 判時 1911 号 97 頁。判例評釈として、升田純「判批」Lexis 判例速報 2 卷 1 号 26 頁（2005 年）、原田剛「判批」法セ 50 卷 10 号 125 頁（2005 年）、池田秀雄「判批」銀法 49 卷 12 号 14 頁（2005 年）、山根明「判批」NBL819 号 8 頁（2005 年）、平田健治「判批」民商 133 卷 6 号 109 頁（2006 年）、中舎寛樹「判批」金法 1780 号 7 頁（2006 年）、藤原正則「判批」私リマ 34 号 38 頁（2007 年）、森田淳「判批」判タ 1245 号 60 頁（2007 年）、瀧久範「判批」金判 1336 号 170 頁（2010 年）。

これに対し、最高裁は、「Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>は、本件預金のうちCの法定相続分の預金については、これを受領する権限がなかったにもかかわらず、払戻しを受けたものであり、また、この払戻しが債権の準占有者に対する弁済に当たるということもできないというのである。そうすると、本件払戻しのうちCの法定相続分相当額の預金の払戻しは弁済としての効力がなく、Cは、本件預金債権のうち自己の法定相続分に相当する預金債権を失わないことになる。したがって、Xは、本件払戻しをしたことにより、本件預金のうちCの法定相続分に相当する金員の損失を被ったことは明らかである。」と判示し、一部破棄自判により不当利得返還請求を一部認容した。

この判決は、相続分を超えた払戻しが478条により有効な弁済とならない場合に関して、債務者にはその払戻しにより損失が発生しているとし、無権限者に対する不当利得返還請求を認めるものである。これにより、債務者が無権限者に対し不当利得返還請求をするための損失の要件については、債務者が債権者に対し現に二重弁済の出捐をしたことを必要とせず、無権限者に弁済したことをもって足りることが明らかにされたといえる。他方、この判決は、478条が成立しない場合（甲事件の上告不受理により判決が確定した）を前提にしているため、478条の成否が不明である場合や478条が成立する場合に、債務者が無権限者に対し不当利得返還請求ができるかどうかは明らかでないと考えられる。

(3) 最高裁平成16年10月判決は、共同相続人の一人であるYが1/2の相続分を超えて預金債権の全額の払戻しを受けたため、他の共同相続人XがYに対し不当利得返還請求をした事案である。これに対し、Yは、その払戻しはA信用金庫とB銀行に過失があるため478条の有効な弁済

---

(12) 最判平成16・10・26判時1861号64頁。判例評釈として、角田美穂子「判批」法セ50卷3号120頁(2005年)、藤原正則「判批」民商132卷1号112頁(2005年)、小野秀誠「判批」金法1748号7頁(2005年)、笠井修「判批」ひろば58卷10号53頁(2005年)、木村哲也「判批」銀法49卷14号86頁(2005年)、岡孝「判批」私リマ32号6頁(2006年)、和根崎直樹「判批」判タ1215号70頁(2006年)、廣峰正子・宮本幸裕「判批」神戸学院37卷2号145頁(2007年)、廣峰正子「判批」法時80卷3号103頁(2008年)、有賀恵美子「判批」金判1336号166頁(2010年)。

とならず、Xは預金債権を失っていないことから不当利得の要件である損失がないと主張した。

最高裁は、「(1)Yは、本件各金融機関からX相続分の預金について自ら受領権限があるものとして払戻しを受けておきながら、Xから提起された本件訴訟において、一転して、本件各金融機関に過失があるとして、自らが受けた上記払戻しが無効であるなどと主張するに至ったものであること、(2)仮に、Yが、本件各金融機関がした上記払戻しの民法478条の弁済としての有効性を争って、Xの本訴請求の棄却を求めることができるとすると、Xは、本件各金融機関が上記払戻しをするに当たり善意無過失であったか否かという、自らが関与していない問題についての判断をした上で訴訟の相手方を選択しなければならないことになるが、何ら非のないXがYとの関係でこのような訴訟上の負担を受忍しなければならない理由はないことなどの諸点にかんがみると、Yが上記のような主張をしてXの本訴請求を争うことは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである。」と判示し、上告を棄却してXの不当利得返還請求を認容した。

この判決は、債権者が無権限者に対し不当利得返還請求をした場合に、無権限者が相続分を超えた払戻しについて478条が成立せず無効な弁済である（このため債権者には損失が発生していない）と主張することは信義則違反であるとし、その結果として債権者の不当利得返還請求を認めるものである。これはいわゆる事例判決であるが、YがA・Bから払戻しを受けるに至る経緯やA・Bの対応などの事実関係は、一切指摘されていない。したがって、無権限者が478条の不成立を主張することは、一般的に信義則違反となると解されている可能性があり、もしそうでないとすると、信義則違反となる基準は不明ということになる。また、この判決は、478条が成立しない場合を念頭におくが、すでに判決により不成立が確定した場合にも妥当するかどうかは明らかではない。そして、478条が成立しない場合、債権者の不当利得返還請求と平成17年判決による債務者の不当利得返還請求が競合することになるが、この両者の関係についても明らかではないであろう。

(4) 最高裁平成 23 年判決は、簡易生命保険の保険金請求権者が X であったにもかかわらず、親族の Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub> が X 名義の書類を偽造するなどして、郵便局員 Y<sub>3</sub> の手続により保険金等の支払を受けたため、X が Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> に及ぼす影響・簡易生命保険管理機構に対し不法行為に基づく損害賠償請求をした事案である。原審は、その支払は Y<sub>3</sub> に過失があるため 478 条による有効な弁済とならず、X は保険金等の支払請求権を失っていないことから損害の発生がないとして、請求を棄却した。<sup>(13)</sup>

これに対し、最高裁は、次のように判示して、破棄自判により X の損害賠償請求を認容した。「(1) 前記事実関係によれば、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> は、Y<sub>3</sub> から本件保険金等請求権が X に帰属する旨の説明を受けていながら、X に無断で、本件委任状を作成した上、本件保険金等請求権の支払請求手続きを執り、Y<sub>3</sub> から本件委任状の不備を指摘されると、X から委任を受けていることは確かであるとして、支払手続きを進めるよう懇願し、Y<sub>3</sub> の指示を受けて「甲野花子」〔=X の氏名〕名義の支払請求書兼受領証を作成するなどして、本件保険金等の支払を受けたものである。その後、X は、〔当時の〕日本郵政公社に本件保険金等の支払を請求したもの拒絶され、その損害を回復するために本件訴えの提起を余儀なくされた。他方、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> が依然として保険金等請求権は消滅していないことを理由に損害賠償義務を免れることとなれば、X は、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> に対する本件保険金等の支払が有効な弁済であったか否かという、自らが関与していない問題についての判断をした上で、請求の内容及び訴訟の相手方を選択し、攻撃防御を尽くさなければならないということになる。本件保険金等請求権が本来 X に帰属するものであった以上は、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> は X との関係で本件保険金等を保有する理由がないことは明らかであるのに、何ら非のない X がこのよ

(13) 最判平成 23・2・18 判時 2019 号 50 頁。判例評釈として、滝澤孝臣「判批」金判 1375 号 8 頁（2011 年）、川地宏行「判批」民商 145 卷 2 号 101 頁（2011 年）、中田裕康「判批」私リマ 44 号 30 頁（2012 年）、平井慎一「判批」法時 84 卷 5 号 150 頁（2012 年）、武川幸嗣「判批」判評 640 号 151 頁（2012 年）、松浦聖子「判批」法セ 58 卷 1 号 132 頁（2013 年）。

(14) [……] 内は筆者注。以下、本稿において同じ。

うな訴訟上の負担を受忍しなければならぬと解することは相当ではない。

以上の事情に照らすと、上記支払が有効な弁済とならず、X が依然として本件保険金等請求権を有しているとしても、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> が、X に損害が発生したことを否認して本件請求を争うことは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである（最高裁平成 16 年(受)第 458 号同年 10 月 26 日第三小法廷判決・裁判集民事 215 号 473 頁参照）。

(2) また、前記事実関係によれば、Y<sub>3</sub> は、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> による本件保険金等の支払手続に不審な点があったにもかかわらず、X の意思を何ら確認せず、それどころか Y<sub>2</sub> の懇願を受け、X が自ら手続を執ったかのような外形を整えるために、Y<sub>2</sub> に「甲野花子」名義の支払請求書兼受領証の作成を指示してこれを作成させ、自らも内容虚偽の本人確認記録票を作成してまで支払手続を進めたのであるから、Y<sub>3</sub> においても、共同不法行為責任を負う Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> と同様に、X に損害が発生したことを否認して本件請求を争うことは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである。」。

この判決は、債権者が無権限者に対し不法行為に基づく損害賠償請求をした場合に、無権限者が債務者による保険金等の支払について 478 条が成立せず無効な弁済であり、債権者には損害が発生していないと主張することは信義則違反であるとし、その結果として債権者の損害賠償請求を認めるものである。これも事例判決であるが、平成 16 年 10 月判決と異なり、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub> が保険金等の支払を受けるに至る経緯や Y<sub>3</sub> の対応などの事実関係が詳細に指摘されている。したがって、信義則違反という評価は、無権限者が 478 条の不成立を主張すること一般ではなく、それらの事実関係に現れた無権限者の不正さに裏付けられると解せられる。また、この判決も、478 条が成立しない場合を念頭におくが、すでに判決により不成立が確定していた場合であるとみられる（X は、上記管理機構に対し保険契約に基づく保険金等支払も請求し、原審はそれを認容したが、<sup>(15)</sup> 同機構の上告はなかったようであり、その部分は確定したものと思われる）。この

---

(15) 東京高判平成 20・10・30 金法 1363 号 23 頁。

判決の結果、不法行為に基づく損害賠償請求の認容判決と、本来の債権の履行請求の認容判決が競合することになるが、両者の関係については明らかではない。また、平成16年10月判決による債権者の不当利得返還請求、平成17年判決による債務者の不当利得返還請求とも競合する可能性があるが、これらの関係についても明らかではない。

(5) 判例（平成16年10月判決、平成23年判決）の信義則違反という法律構成に関しては、不明な点が多い。まず、信義則違反という評価を受けるものは何かについても複数の理解の可能性がある。一つは、無権限者が弁済を受領しながら債権者の損失・損害発生を否認することが信義則違反となるとの理解である。<sup>(16)</sup>しかし、無権限者が弁済を受領することと債権者の損失・損害発生を否認することは、それ自体としては矛盾する行為というわけではない。また、この理解は、不当利得・不法行為の従来の理論と整合しないおそれもある。他人の放置されている空き地に無断で駐車したという場合を例にとると、一方で、所有権の侵害はあるが損害の発生がないため不法行為責任は成立しないと解され、他方で、厳格な意味での損失の発生はないとされつつ損失の発生を認めるための解釈論が提唱され、<sup>(17)</sup>不当利得が成立すると有力に主張されている。つまり、無権限者が無断駐車により利益を享受しながら損害がないと主張することは許されるとの前提がとられ、また、厳格な意味での損失はないと主張することは許されるとの前提のうえに解釈論が提唱されているといえる。無権限者が弁済を受領した場合も事情は異ならないはずであり、債権者の損失・損害発生の否認それ自体が信義則違反となると理解することは、そうした理論状況をふまえていないことになろう。

(16) 判例の結論部分にこの趣旨の表現があり（前述(3)(4)参照）、このため、平成16年10月判決を紹介する表題は、「『損失』が発生していないと主張して請求を争うこと」、平成23年判決を紹介する表題は、「損害の発生を否認して請求を争うこと」が、それぞれ信義則違反であるとされた事例となっている。

(17) 離田充見『不法行為法』150-151頁（2007年、有斐閣）は、この事例を用いて損害に関する差額説の帰結として説明する。

(18) 四宮・前掲注(6)64頁に、各種の学説の紹介がある。

他の一つとして、無権限者が弁済を受領しながら無効な弁済であると主張することが信義則違反となるとの理解がありうる。しかし、債務者の悪意や過失を指摘して478条が成立しないことを無効の理由とするのであれば、その主張は弁済を受領したことと直ちに矛盾する行為というわけではない。弁済を受領した無権限者自身ではなく、弁済をした債務者側の事情に基づいて反論するものであり、むしろ信義則違反という非難を受けるべき主張とは言い切れない面がある。

もっとも、無効な弁済であるとの主張や478条が成立しないとの主張は、自己が無権限であることを前提にするものである。ところが、無権限者は自己に受領権限があるとして債務者から弁済を受領したはずであり、本来、債権者に対しても自己に受領権限ありと反論すべきものといえる。受領権限に基づいて弁済を受領しながら、無権限であることを前提にした主張に転換することがまさに矛盾する行為であり、これが判例の信義則違反という評価を受けるものと考えられる。<sup>(20)</sup>

(6) また、判例の信義則違反という法律構成は、その具体的な判断基準が明らかとはいえない。平成16年10月判決には、無権限者が弁済の請求から受領に至るまでの態様・経緯、そこにおける債務者の対応・関与について具体的な事情の摘示がなく（前述（3）参照）、無権限者が無権限と知りながら弁済を受領した事実さえあれば、不正の程度として十分であると解されている可能性がある（一審判決の事実認定に依拠すれば、Yは被相続人の印鑑・通帳等を提示し、迷惑をかけない旨の記載のある書面を提出し

---

(19) 判例にはこの趣旨と解しうる表現があり（前述（3）（4）参照）、また、判例評釈の多くにこのような理解とみられる表現がある。

(20) ただし、磯村保「矛盾行為禁止の原則について・1」法時61巻2号90頁、95頁（1989年）は、信義則違反とされるためには、単に矛盾行為の存在だけでなく、相手方の信頼とそれに基づく処分（利害関係）が必要ではないかと指摘する。これによれば、無権限者による弁済の受領は、債務者との関係ではともかく、債権者との関係では信頼の惹起や処分の誘発を招くわけではなく、それに矛盾する行為だけでは信義則違反の根拠として十分でない可能性があるようと思われる。有賀・前掲注（12）168頁も、この観点から疑問を示している。

(21) 同様の理解を示すものとして、中舎・前掲注（11）10頁。なお、同頁が引用する原田・前掲注（11）125頁には、こうした理解は示されていないと思われる。

て預金の払戻しを受けたにすぎず、そこに不正さの程度に関する特別な態様・経緯があるとは思われない<sup>(22)</sup>)。そうすると、弁済を受領した無権限者が無権限であることを前提にした主張に転換すれば、原則的に信義則違反と評価されることになりうる。しかし、それは無権限者への弁済に関して債権者のための一般的な求償権を認めるのに等しく、信義則違反（とくに無権限者の否認の排斥）という消極的な法律構成ではなく、債権者の請求権を基礎づけるためのより積極的な法律構成を必要とすると言わなければならない。

他方、平成 23 年判決では、無権限者が弁済の請求から受領に至るまでの態様・経緯について具体的な事情が詳細に掲示され、債権者名義の委任状の無断作成、債務者への払戻し手続の懇願、債権者名義の支払請求書兼受領証の無断作成が重視されている（前述(4)参照）。したがって、無権限者が弁済を受領する際、そこに現れた不正さの程度が存在する場合に、無権限を前提にした主張への転換が信義則違反と評価されることになろう。しかし、信義則違反の判断基準が、そのように無権限者の受領に至る不正さの程度に求められるとすれば、信義則違反という評価の可否は事案の具体的な事情に左右され、最終的には判決による高度な規範的判断を待つことになる<sup>(23)(24)(25)</sup>。このため、債権者としては、無権限者の受領に至る不正さがどの程度であり、信義則違反という非難が可能かどうかを判断したうえで、債務

(22) 山形地鶴岡支判平成 15・8・20 金判 1209 号 36 頁。

(23) 有賀・前掲注(12) 168 頁は、Y の主張を否定するのは当然という価値判断を疑問視している。

(24) 中田・前掲注(13) 33 頁、松浦・前掲注(13) 132 頁、平井・前掲注(13) 155 頁。

(25) もっとも、無権限者が弁済を受領する過程で、債務者に対し執拗に弁済を懇請したり、債権者に無断で手続書類等を作成することは、必ずしも特異な事情というわけではないであろう。このため、一方で、そうした事情が信義則違反を基礎づける不正な事情として十分かどうか疑問もありうる。平成 23 年判決の事案でも、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub> の所業は不正ではあるが単純・稚拙なものであり、Y<sub>3</sub> の積極的な闇なしには弁済を受けられる見込みはなかった類のものであろう。他方で、そうした事情で十分であるとすれば、無権限者が弁済を受領するに至った場合は、ほとんど常に信義則違反という評価が可能になり、平成 16 年 10 月判決に関するのと同じ問題（前述本文参照）が生じることになろう。

(26) 中田・前掲注(13) 33 頁は、具体的な事実に即した判断がされるため、基準の不明確さが高まるという側面があると指摘する。

者に本来の債権の弁済を請求するのか、無権限者に損害賠償を請求するのかを決定しなければならないといえる。平成 23 年判決は、平成 16 年 10 月判決と同様に、債権者が自らの関与していない問題について判断し、請求の内容と訴訟の相手方を選択しなければならないことを、信義則違反を認めるべき理由の一つとする。しかし、それは、無権限者に対しすでに訴訟を提起した債権者の請求を認容するための後付けの理由でしかなく、そもそも誰に対しどのような訴訟を提起するのかという債権者の事前判断のリスクを軽減することに実際に結びつくわけではないと考えられる。

(7) さらに、信義則違反として否認を排斥するという判例の法律構成には、そもそも理論的な問題がある。債権者が主張立証すべき請求原因に対し、無権限者が否認によって争えないということは、請求原因の存在が立証によって基礎づけられないまま、請求権が認められることを意味する。<sup>(27)</sup> 債権者の主張には一定の合理性（筋が通っていること）は要求されるとしても、無権限者はそれを否認できないのであるから積極的に立証する必要はなく、損失・損害の発生とその額は実体的に空白のまま請求が認められることになる。<sup>(28)</sup> これは、信義則違反により抗弁以下を排斥するのとは大きく異なる。<sup>(29)</sup> 抗弁の主張を許さないという場合、請求原因は主張立証によって基礎づけられているのであるから、請求を認めることには実体的に何ら問題がない。しかし、請求原因に対する否認を許さないという場合は、攻撃防衛方法の排斥という点では同じようにみえても、その実質は損失・損害の発生の立証を要しない独自の請求権を創設することになると言うべきである。

また、平成 16 年 10 月判決は、不当利得返還請求権の損失要件の否認を

---

(27) 笠井・前掲注(12) 55 頁は、否認の排斥により損失の発生は当事者間で争いがないことになり、それを裁判の前提とすることができます、との理解を紹介する。しかし、同頁自身もその理解を採用しないほか、岡・前掲注(12) 9 頁は、技巧的すぎ、不当利得返還請求権を積極的に根拠づけていないと批判し、有賀・前掲注(13) 168 頁は、否認が排斥されでは防衛の尽くしようがないと批判する。

(28) 滝澤・前掲注(13) 11 頁は、平成 23 年判決の判示するところは、X に損害が発生しているのか否かについて直接的に判示するものとはなっていないと指摘したうえで、どのような損害の発生が認められたのかを検討する。

(29) 有賀・前掲注(13) 168 頁、廣峰・前掲注(12) 104 頁、106 頁参照。

信義則違反とするものであり、平成 23 年判決は、同判決を引用して同じ論法を単純に採用し、不法行為に基づく損害賠償請求権の損害要件の否認を信義則違反とする。しかし、不当利得と不法行為には根本的な相違があり、平成 23 年判決はそれに関する考慮を欠いていると考えられる。不当利得は、受益に法律上の原因がないときにその返還を命じる制度であり、損失はその直接的な根拠というわけではない。むしろ厳格な意味での損失の発生を要しないことを前提とする解釈論が有力であり（前述(5)参照）、損失の発生を否認の排斥という方法により認定することはその系統から理解する余地もある。これに対し、不法行為は、損害の填補を命じることを基本とする制度であり、損害はその本質的な根拠にほかならない。被害者に損害が発生したことにより不法行為制度が発動するのであり、損害の実体を明らかにしないまま否認の排斥という方法によりその賠償を命じるのは全く筋が通らない。<sup>(30)</sup> 平成 23 年判決が平成 16 年判決の論法を採用するには、そうした不法行為制度の基本的特徴に応答する必要があるが、しかしそれが可能かどうかは疑わしいと思われる。

このほか、平成 23 年判決には、不法行為に關係する別の問題もある。一つは、過失相殺であり、もし無権限者が債務者に請求したり債務者が無権限者に弁済する過程において債権者の言動や書面も関与している場合、債権者の損害賠償請求について過失相殺が問題となりうるであろう。平成 23 年判決の事案にはこうした事情は見当たらないが、過失相殺により損害賠償額が減額された場合、債権者はその相当額については、債務者に対し本来の債権の弁済を請求する必要があろう。そうすると、この点からも、

(30) いわゆる利益吐き出し型損害賠償によれば、無権限者の受領した弁済額を損害賠償の対象とすることが可能であろうが（後出注(74)参照）、しかしその場合も、取得した利益を損害として把握することの論拠や方法が模索されているのであり、損害の実体を不問にして賠償が認められるわけではない。

(31) 中田・前掲注(13) 33 頁は、事案の具体的な事情によっては過失相殺の可能性があるとする。なお、平成 17 年判決が示す原審認定の事実関係によれば、共同相続人の一人であり債権者である C は、遺産のうち預金債権には興味がなく不動産を取得したい旨の誤解を与える発言していたようである。

債権者は請求の内容と訴訟の相手方を選択する負担を軽減されるとはいえないことになる（前述(8)参照）。もう一つは、求償関係である。平成23年判決は、無権限者のY<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>と当時の郵便局員Y<sub>3</sub>は共同不法行為の責任を負うとするが、仮にY<sub>3</sub>が債権者に全額の賠償をした場合、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>に対し求償することが認められるべきであろう。しかし、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>への弁済にY<sub>3</sub>も積極的に関与していることから、Y<sub>3</sub>の寄与度に基づく負担部分がゼロであるとは考えられず、Y<sub>3</sub>は自己の負担部分を除いた割合（仮に負担部分が平等だとすると2/3の割合）でしか求償できないことになる。その結果、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>には受領した弁済の1/3が残り、その保持を許すことは明らかに不当であるが、自らも不法行為者であるY<sub>3</sub>がどのような法律構成によりそれを回収できるのかは、難しい問題であると考えられる。こうした過失相殺や求償関係における不都合は、本来、無権限で受領した利益の清算が問題になっているところに、損害の賠償という異なる観点を持ち込んで処理しようすることに原因があると思われる。<sup>(32)</sup>

(8) 以上によれば、平成16年10月判決と平成23年判決による信義則違反という法律構成は、解決を要するないし解決の困難な多くの問題を伴うことから、否定的に評価されるべきである。両判決は、それぞれの具体的な事案のもとで、債権者に無権限者が受領した弁済の回収を認めるという結論を導くための事例判決にとどまり、その法律構成や理由づけに先例としての意義はないと理解すべきであろう。

### III 前提となる法律関係

#### (1) 債務者が無権限者に弁済した場合の法律関係を考察するために、そ

---

(32) また、債権者に一定割合以上の過失がある場合は無権限者に対し信義則違反という評価ができないという解釈もありうるが、これによれば、なおさら債権者は自らの過失の存否・程度について判断したうえで、誰に対しどのような訴訟を提起するのかを決定しなければならなくなろう。

(33) 仮にY<sub>1</sub>が全額の弁済を受領したりY<sub>2</sub>より多額の弁済を受領し、Y<sub>2</sub>が全額の賠償をした場合にも、同様の問題が生じるであろう。

の前提として 478 条と 479 条の規律を確認しておきたい。

まず、478 条が成立した場合の法律関係について、基本的な理解は一致しているといえる。<sup>(34)</sup> 478 条の成立により、無権限者への弁済は有効となり、債務者は債権者に対し弁済する必要はなく、債権者は債務者に対し弁済を請求することができなくなる。それに代えて、債権者は無権限者に対しその受領した弁済に関して不当利得返還請求をすることができ、あるいは、債権者は無権限者に対し債権侵害の不法行為に基づいて損害賠償請求をすることができるとされる。

(2) しかし、少し詳しくみると、478 条の効果については、複数の理解がみられる。一つは、債権者の債権・債務者の債務が確定的に消滅するという理解である（債務消滅説）。判例は、478 条が成立する場合、債務者は無権限者に対し不当利得返還請求ができないとすることから、この立場であるとされる。<sup>(35)</sup> 判例自身の理由づけは不明瞭であるが、債務が消滅すると債務者には 703 条の要件である損失が残らないことが理由であると解されていると思われる。この理解に対しては、478 条は債務者を保護する制度であって、債務者が無権限者に請求するという選択肢は認められるべきであり、また、債権者からの請求に対して 478 条の成立が認められるとは限らないとの批判がなされている。<sup>(36)</sup>

そこで、現在では、478 条の効果を相対的に捉える立場が有力である。その一つは、債務者に債権者の請求を拒む権利が認められる（にとどまる）という理解である（抗弁権説）。<sup>(37)</sup> 478 条の趣旨である債務者の保護としては、債権者に対し弁済を拒絶できればよく、また、債務が消滅するわ

(34) 我妻栄『新訂債権総論』280-281 頁（1964 年、岩波書店）、磯村哲編『注釈民法（12）』80-81 頁〔沢井裕〕（1971 年、有斐閣）、奥田昌道『債権総論（増補版）』510 頁（1992 年、悠々社）、平井宜雄『債権総論（第 2 版）』198 頁（1994 年、弘文堂）198 頁、中田裕康『債権総論（第 3 版）』336 頁（2013 年、岩波書店）など。

(35) 大判大正 7・12・7 民録 24 輯 2310 頁。

(36) 磯村編・前掲注(34)〔沢井〕81 頁、奥田・前掲注(34) 510-511 頁、平井・前掲注(34) 199 頁、中田・前掲注(34) 336 頁。

(37) 我妻・前掲注(34) 281 頁、平井・前掲注(34) 199 頁、中田・前掲注(34) 537 頁、潮見佳男『新債権総論 II』204 頁（2017 年、信山社）。

けではないため、債務者は無権限者に対し不当利得返還請求をすることができるとしている。もう一つは、債務者が478条を援用する（または、債権者が478条の成立を承認する）ことにより、債務が確定的に消滅するという理解である（援用消滅説）。債務者は478条を援用して弁済を免れることができ、それまでは、無権限者に対し不当利得返還請求をすることができる。また、債権者が無権限者に対し不当利得返還請求をした場合は、478条の成立の承認を前提にするものと解され、債務が消滅することから債務者は不当利得返還請求ができず、債権者と債務者の無権限者に対する不当利得返還請求の競合という問題が回避できるとしている。

もっとも、これらの学説の細部は必ずしも明らかではない。抗弁権説において、478条の効果として債務の消滅は一切生じることがないのか（その意味で永久的な履行拒絶権であるのか）、たとえば債権者・債務者間で478条の成立を認める判決が確定したときも同じかは断定しづらい。また、援用消滅説において、債務者が援用した場合でも、478条の最終的な成否は判決の確定を待つことになるが、それまでの間、債務者や債権者は無権限者に対し不当利得返還請求することが許されるのか（債権者はその請求により478条の成立を承認したことにもなるのか）は不明確である。

(3) 479条の意義についても、基本的な理解は一致しているといえる。無権限者への弁済は、それによって債権者が利益を受けた限度で有効となり、無権限者が受領した弁済の全部または一部を、事務管理や債務の弁済として債権者に給付した場合などが該当するとされる。<sup>(39)</sup> 債権者が債務者に弁済を請求し、債務者が無権限者に不当利得返還請求をし、無権限者が債権者に不当利得返還請求をするという循環は迂遠であり、また、債務者が

(38) 磯村編・前掲注(34)〔沢井〕81頁、奥田・前掲注(34)511頁、内田貴『民法Ⅲ（第3版)』57頁（2005年、東京大学出版会）。

(39) 前出注(37)のうち、中田・前掲注(34)537頁はこの趣旨と解されるが、他は債務者の援用等による債務の消滅に言及していないだけで、それを否定しているわけではないという可能性もあると思われる。

(40) 我妻・前掲注(34)284頁、磯村編・前掲注(34)〔沢井〕111頁、平井・前掲注(34)191頁、内田・前掲注(38)57頁。

無権限者の無資力危険を負うことになるのは不當であり、479条はこれらを回避する趣旨であるとされる。

479条においては、無権限者による弁済の受領と債権者が受けた利益との間に因果関係があることが要件とされる。<sup>(41)</sup> 無権限者が債務者から弁済を受けたことに基づいて債権者が無権限者に対し不當利得返還請求や損害賠償請求を行い、無権限者がそれに応じるに至った場合は、無権限者による弁済の受領と債権者が受けた不當利得返還や損害賠償の間に因果関係を認めることができるであろう。この結果、債権者が返還・賠償を受けた額の限度で債務者の弁済は有効となり、その額の限度で債務者の債務は消滅するものと解せられる。また、これに伴い、債務者の無権限者に対する不當利得返還請求権もその限度で消滅するものと思われる。

このような479条の存在意義は、非常に大きいと考えられる。479条によれば、債権者が無権限者から現実に返還・賠償を受領した時に、その受領した額について、当然に債務者の債務が消滅し、債権者の受領と債務の消滅の間に同時性・同額性・当然性が確保されるからである。このため、債権者の二重取り・債務者の二重弁済のおそれも排除され、誰かが誰かの無資力危険の負担を予期せず強いられることもない。479条がなければ、債権者・債務者・無権限者間に請求の循環が生じることとなり、債権者や債務者の追認・免除・第三者弁済などの手段を組み合わせてその循環を回避する法律構成を立てようとしても、479条のような明確な同時性・同額性・当然性を実現することは困難であり、多かれ少なかれ二重取り・二重弁済・無資力危険が入り込む余地が残らざるをえないと思われる。

(41) 我妻・前掲注(34)284頁、磯村編・前掲注(34)〔沢井〕111頁。

(42) 藤原・前掲注(12)117頁、窪田充見編『新注釈民法(15)』138頁〔藤原正則〕(2017年、有斐閣)。

(43) 藤原・前掲注(12)117頁が、債権者が債務者の無権限者への弁済を追認する可能性を認めたうえで、無権限者から不當利得返還を受けるのと同時履行で追認するという構成を主張し、追認の効力発生時を遅らせるのは、こうした試みの一つと解せられる。もっとも、債権者が不當利得返還を受けければ、479条によりその限度で債務者の弁済は有効となるため、追認する必要もないと思われる。

もっとも、479条は、何らかの経緯で債権者が利益を受けた場合に、その清算を事後的に簡略化するものにすぎず、債権者に無権限者から利益を回収させるような請求権を根拠づけるものではない。したがって、債権者が無権限者に対しそのような請求権を有するのかは、依然として別に根拠づける必要があるといえる。

#### IV 債務者の法的地位

(1) これまでの検討から、無権限者への弁済に基づく法律関係については、多くの不明確な点が存在すると考えられる。そのなかには、債権者の無権限者に対する請求権の根拠と内容、それと債務者に対する本来の債権や債務者の無権限者に対する不当利得返還請求権との関係、無権限者や債務者が請求に応じた場合の他の請求権の帰趨など、重要な問題が含まれているといえる。以下では、こうした認識をふまえ、債務者が無権限者に弁済した場合について、債務者・債権者・無権限者のそれぞれの法的地位を検討することとする。ある当事者の権利は他の当事者の義務として現れるためこの検討には一定の重複が生じるが、各当事者の法的地位に一貫性があり平仄が合うことが重要であり、これを確認するには、当事者間（債権者・無権限者間など）ごとではなく、当事者ごとに検討する方法がよいと思われる。

(2) 債務者が無権限者に弁済した場合、債務者は無権限者に対し不当利得返還請求権を取得する。また、その弁済は原則として無効であるので、依然として債権者に対し本来の債務を負うが、478条に基づいて債権者に対し有効な弁済であると主張できる可能性がある。これが債務者の基本的な法的地位である。

ここで問題となるのは、不当利得返還請求権、本来の債務、478条の相互の影響関係である。まず、債務者が無権限者から不当利得返還を受けた場合は、債務者に対する本来の債務のみが残ることになる。このとき、478条の主張は（無権限者から回収した債務者には実際上不要であろう

が)、その要件である弁済を欠くことになるため理論上も不可能となる。また、債務者が債権者に対し二重弁済をした場合は、無権限者に対する不当利得返還請求のみが残ることになる。

しかし、これら以外は不明な点が非常に多い。そもそも債務者は、債権者に対し本来の債務を二重弁済した後か、478条の適用を主張してその不成立が判決により確定した後でなければ、無権限者に対し不当利得返還請求ができないのではないかが問題となりうる。それ以前は、債務者は478条により本来の債務を免れる余地があり、不当利得返還請求権の要件である損失の発生が確定していないともいえるからである。これに関して、平成17年判決は、478条の不成立が判決により確定した場合について、債務者は債権者に本来の債務の二重弁済をする前であっても、無権限者に対し不当利得返還請求ができると判断し（前述II(2)参照）、その理由として債務者が無権限者への弁済により同額の損失を受けたことは明らかであるとした。<sup>(44)</sup>この判決は当然の結論であると理解されている。そこで、この論を進めて、その出捐による損失という理由は478条の不成立が確定する前（二重弁済をする前でもある）についても妥当しうるものとして、債務者は二重弁済をしたか否か、478条の不成立が確定したか否かにかかわらず、無権限者に対し不当利得返還請求をすると解することになるとだろうか。もっとも、不当利得の類型論からは、法律上の原因のない給付をしたことのみが給付利得の要件であり、もともと損失の存否を論じるまでもなく、同じ結論に達することができるといえる。<sup>(45)</sup>

(3) また、債務者は無権限者に対し不当利得返還請求を行い、同時に債権者からの請求に対し478条の成立を主張できるかどうかという問題がある。一方で無権限者に対し弁済の無効を主張し、他方で債権者に対し弁済

(44) 平田・前掲注(11)112-113頁、藤原・前掲注(11)39頁。

(45) 平田・前掲注(11)113頁、115頁。また、四宮・前掲注(6)62頁、藤原・前掲注(6)36頁。無権限者への弁済に新民法122条の2の適用ないし類推適用があるかどうかは今後の解釈論に委ねられるが（前述I(2)参照）、それが認められる場合は損失要件は条文上も不要となろう。

の有効を主張する関係になり、相反するようにみえるからである。しかし、478条の主張は無権限者に受領権限がないことを前提とするものであり、この根本部分において無権限者に対する請求との間に矛盾はないといえる（前述Ⅱ（5）参照）。また、債務者にとっても478条の成否（とくに自己の無過失）は不確定であり、その段階で自らのリスクで主張の選択を迫られるのは酷であろう。しかも、債務者が無権限者から弁済を回収し、かつ債権者への弁済を免れるという、いわば二重免責という結果が最終的に容認されるわけでもない（先に無権限者から回収した場合につき前述（2）参照、先に478条の成立が確定した場合につき次述（4）参照）。したがって、債務者は不当利得返還請求権の行使と478条の成立の主張を同時にを行うこと自体は許されると考えられる。<sup>(46)</sup>

（4）より難しいのは、478条が成立する場合である。典型例は、債務者が債権者からの請求に対し478条の適用を主張し、その成立が判決により確定した場合であり、それに伴って債務者の無権限者に対する不当利得返還請求権が当然に消滅するかが問題となる（もし消滅するのであれば、無権限者は債務者の請求に対し478条の成立を援用して反論できることになる）。これは、478条の効果に関する理解（前述Ⅲ（2）参照）によって異なるであろう。

抗弁権説によれば、478条は債務者に債権者の請求を拒む権利を与えるにとどまり、債務者の債務が消滅するわけではない。これを徹底すると、478条の成立が確定しても債務者の法的地位に変動はないため、確定の前後を問わず、債務者は無権限者に対し不当利得返還請求をすることが可能であり、そして、確定後にその返還を受けた場合は、既判力の基準時後に抗弁権を喪失することとなり、債権者は債務者に対し改めて本来の債務の弁済を請求できるものと思われる。また、債務者は自ら抗弁権を放棄して本来の債務を弁済することも可能であり、この場合は、無権限者に対する不当利得返還請求権のみが残ることになろう（前述（2）参照）。

---

（46） 理由は必ずしも同じではないが、藤原・前掲注（11）41頁。

他方、債務消滅説によれば、478条に基づいて債務者の債務は消滅することとなる。これに依拠すると、478条の成立が確定した場合、不当利得の損失要件を維持する立場では、債務者には損失が残らないことを理由に、また、不当利得の類型論からは、無権限者への弁済は、債務者と無権限者の間でも法律上の原因のある有効な給付となることを理由に、債務者は不当利得返還請求をすることができないと考えられる。<sup>(47)</sup>もっとも、478条による債務の消滅時は、無権限者への弁済時であって判決による確定時ではないはずであり、そうすると、確定前においても無権限者は債務者に対し478条の成立を主張して反論できることにならないか、という疑問が浮上する。この疑問を478条や703条の要件等の解釈操作だけで解消し切ることは難しいように思われる。しかし、これについては、表見代理と無権代理の関係に関する最高裁昭和62年判決が手がかりとなると考えられる。この判例によれば、表見代理の成立が判決により確定された後は、相手方は無権代理人の責任を追及することはできないが、それ以前はどちらを主張するかは自由であり、相手方が無権代理人の責任を追及する場合に、無

(47) これに対し、依然として債務者は無権限者に対し不当利得返還請求が可能であるとの立論は難しいと思われる。この立論に従うと、債務者が無権限者から返還を受けた場合、弁済の回収と本来の債務の消滅という二重免責の状態が生じることになり、この結果を回避するためには、債務者と債権者の間で478条に基づいて確定的に消滅したはずの本来の債務そのものを「復活」させるという、特殊な法律構成をとらざるをえないからである。

(48) 最判昭和62・7・7民集41巻5号1133頁は、「表見代理の成立が認められ、代理行為の法律効果が本人に及ぶことが裁判上確定された場合には、無権代理人の責任を認める余地がないことは明らかであるが……」と述べたうえ、「右両者は、互いに独立した制度であると解するのが相当である。したがって、無権代理人の責任の要件と表見代理の要件がともに存在する場合においても、表見代理の主張をすると否とは相手方の自由であると解すべきであるから、相手方は、表見代理の主張をしないで、直ちに無権代理人に対し同法117条責任を問うことができるものと解するのが相当である（最高裁昭和31年（オ）第629号同33年6月17日第三小法廷判決・民集21巻10号1532頁参照）。そして、表見代理は本来相手方保護のための制度であるから、無権代理人が表見代理の成立要件を主張立証して自己の責任を免れることは、制度本来の趣旨に反するというべきであり、したがつて、右の場合、無権代理人は、表見代理が成立することを抗弁として主張することはできないものと解するのが相当である。」と判示した。

(49) この判決は一般に支持されているとみられる。加藤雅信『新民法大系1（第2版）』346頁（2005年、有斐閣）、内田貴『民法I（第4版）』170頁（2008年、東京大学出版会）、佐久間毅『民法の基礎1（第3版）』260頁（2008年、有斐閣）、四宮和夫・能見善久『民法総則（第8版）』324頁（2010年、弘文堂）。

権代理人が表見代理の成立を主張して責任を免れようとするのは、相手方保護のための制度である表見代理の本来の制度趣旨に反するとされる。そこにいう相手方が無権代理人の責任を追及する場合に無権代理人が表見代理の成立を主張するという関係は、債務者が無権限者に対し不当利得返還請求をする場合に無権限者が<sup>(50)(51)</sup>478条の成立を主張するという関係に相当するとみるとみることができる。これに基づけば、478条の成立が判決により確定する前に、無権限者が債務者の不当利得返還請求に対し478条の成立を主張することは、債務者保護のための制度である478条の本来の趣旨に反して許されないものと解するのが妥当であろう。<sup>(52)</sup>

なお、援用消滅説によれば、債務者が478条を援用することにより債務者の債務は消滅することになる。これに基づく法律関係は、債務者の援用

---

(50) こうした理解は、従来、478条と表見代理が競合しうることが指摘され、債権の準占有者には詐称代理人のように受領権限があるかのような外觀を有する者も含まれると解されている（また、新民法478条はこの旨を明確に定めている）こととも、整合的であると考えられる。つまり、無権代理人が代理権ありとして相手方から弁済を受けた場合に、相手方から無権代理人の責任を追及されたときは、最高裁昭和62年判決により表見代理の成立を主張してその責任を免れることができないのであり、そうすると、相手方（債務者）から不当利得返還請求を受けたときも（しかも履行や損害賠償ではなく、単に受けた給付の返還を求められるにすぎない）、478条の成立を主張して返還を免れることができないと解するのが、一貫するからである。

(51) 最高裁昭和62年判決を参照して、無権限者による478条の援用を否定するものとして、原田・前掲注(11)125頁。

(52) また、債務消滅説のもとでは、478条の成立が判決により確定した後に、債務者が翻意して債権者に本来の債務の弁済をできるかどうかも問題になる。これを肯定すること自体は、理論上可能ではある（たとえば、478条により債務は消滅するのではなく、法律上遡求できないいわゆる自然債務として存続し、債務者が任意に弁済したときは債権者はその給付を保持できると解釈することが考えられる。消滅時効に関するこうした理解につき、奥田・前掲注(34)92頁、平井・前掲注(34)254頁、中田・前掲注(34)65頁）。しかし、その結果、債務者が再び無権限者に対し不当利得返還請求できるようになるとすれば、もともと無権限者の受領が事件の発端であるといえ、債務者の意向次第で無権限者の法的地位が不安定になりすぎると考えられる（債務者が本来の債務を弁済する前は、債権者が無権限者に対し不当利得返還請求権を有し、弁済後は債務者が不当利得返還請求権を有し、単に請求の主体が交替するだけであるとの見方もありうるが、返還する側にとっては返還すべき相手方が誰かは重要であり、とくに債務者が実際に債務を弁済したかどうかの確認も新たに必要になるなど、その不安定さは軽視すべきでないと思われる）。したがって、債務消滅説においては、478条の成立により債務は完全に消滅し、その確定後に債務者が債権者に給付した場合、それは端的に非債弁済となる（そして、705条により返還請求の可否が分かれる）と解すべきであろう。

前については、478条の成立を援用する権利を有する状態であることから抗弁権説の場合と類似し、援用後については債務消滅説の場合と同じであると考えられる。そして、478条の成立が判決により確定したという場合は、債務者による援用があることが当然の前提であるから、債務消滅説に基づく法律関係（前述参照）が基本的に妥当するものと考えられる（異なるのは、最高裁昭和62年判決を手がかりとして無権限者による478条の成立の主張を封じる解釈が必要になるのが、債務者による援用後に限られる点であろう）。

(5) 以上をふまえると、478条の効果については債務消滅説の立場で支障がないと解せられる。このため、債務者の法的地位に関しても、債務消滅説の立場から理解するのが（前述(4)参照）妥当であると考えられる。

もともと抗弁権説や援用消滅説が提唱された理由は、債務者の債務が478条によって消滅すると損失がないため、無権限者に対し不当利得返還請求ができないのではないかという疑問にあった（前述Ⅲ(2)参照）。しかし、それはそもそも不当利得に関する四つの要件（受益、損失、因果関係、法律上の原因を欠くこと）を機械的に適用した結果にすぎず、不当利得の類型論によれば、給付利得の要件として（また、新民法122条の2が適用されるとすれば、その原状回復義務の要件として）損失の発生は不要であるため、その疑問自体が成り立たないといえる。しかも、損失要件を維持するにせよ類型論に従うにせよ、478条の成立が判決により確定される前は、無権限者が478条の成立を主張するのは制度本来の趣旨に反するとして排斥することができる（前述(4)参照）。このようにみると、抗弁権説や援用消滅説の意図するところは債務消滅説においても実現可能であり、むしろ抗弁権説には、478条の成立が判決により確定された後にも債務者が無権限者に対し不当利得返還請求をすることができ、法律関係が安定しないという問題がある（前述(4)参照）。また、援用消滅説は、債務者が478

(53) 平田・前掲注(11)115頁が明確に指摘する。

(54) 抗弁権説の他の問題として、後出注(63)参照。

条を援用して判決により確定される時まで、債務消滅説と同様の解釈で無権限者による主張を排斥する必要があり（前述(4)参照）、あえて採用する意義は少ないと考えられる。<sup>(55)</sup>債務消滅説は、478条の「弁済は……効力を有する」という文言に忠実で明快であることも考慮すると、478条の効果としては無権限者への弁済時に債務が消滅すると理解するのが適切であろう。

#### IV 債権者の法的地位

(1) 債務者が無権限者に弁済した場合、その弁済は原則として無効であるので、依然として債権者は債務者に対し本来の債権を行使することができる。しかし、478条によりその弁済が有効となる場合、債権者は債務者に対し請求することはできないが、その代わりに、無権限者に対し不当利得返還請求をすることができ、また、故意・過失のある無権限者に対し不法行為に基づく損害賠償請求をすることができる。これが債権者の基本的な法的地位といえる。

(2) 債権者に関して問題となるのは、それ以外の場合に無権限者に対しどのような請求ができるかであり、また、複数の請求権が並立するときのその相互の関係である。まず、478条が成立しないか成否が確定していない場合に、債権者は無権限者に対し不当利得返還請求ができるかどうかが問題となる。これは平成16年10月判決が扱ったケースであり、無権限者による損失要件の否認を信義則違反として排斥することにより債権者の不当利得返還請求が認められている（前述II(3)参照）。この法律構成については疑問も少なくないが、それに代わる法律構成としては、無権限者への

---

(55) 援用消滅説には、債務者が478条を主張するかどうかを自由に決定できることが明確になるというメリットがある。しかし、債務消滅説のもとでも、478条と不当利得は独立した制度であり、どちらを主張するかは債務者の自由であると解することに問題はないであろう。最高裁昭和62年判決が表見代理と無権代理に関して同趣旨を述べていることにつき、前出注(48)参照。

(56) 前出注(27)参照。

弁済を追認して有効なものとすることで、無権限者に対し不当利得返還請求ができるとする見解が提唱されているにとどまる。これらの法律構成では、不当利得には四つの要件（受益、損失、因果関係、法律上の原因を欠くこと）が必要であることが前提にされている。しかし、従来、厳格な意味での損失の発生を要しないとする解釈論が有力であり（前述(5)参照）、この系統に沿えば、たとえば債務者の弁済を無権限者が受領したために債務者の財産が増加しなかったことをもって損失と捉えるといった理解が考えられる。しかし、このような解釈を説得的に根拠づけるためには、不当利得の類型論に依拠することが必要である。

類型論によれば、侵害利得の要件は受益と法律上の原因を欠くことであり、法律上の原因を欠くこととは、権利の割当内容に反すること（かつ、それを正当化する事由がないこと）である。損失は、誰の権利の割当内容に反するかを示し請求権者を明らかにする意義をもつにすぎない。また、権利の割当内容とは、権利によって特定人に割り当てられた財産的利益をいうとされる。債権についても帰属侵害により侵害利得が成立すると解されているため、割当内容があると理解されていることになるが、債権の割当内容とは何かを明言したものは見当たらない。債権については複数の定義がありうるが、債権者が債務者に対し一定の給付をなさしめ、給付のもたらす結果を保持できる権利であると捉えた場合、債権には基本的権能として請求力と給付保持力があり（ほかに、訴求力と執行力も挙げられる）、債権の割当内容はその請求力と給付保持力に基づく利益と考えることがで

(57) これにつき、藤原・前掲注(12) 115 頁参照。

(58) 四宮・前掲注(6) 64 頁参照。

(59) 以下につき、四宮・前掲注(6) 71 頁、188 頁、藤原・前掲注(6) 209-210 頁。同様の理解を示すものとして、澤井・前掲注(6) 61 頁、72 頁、内田貴『民法 II (第 3 版)』571-572 頁（2011 年、東京大学出版会）、潮見佳男『債権各論 I (第 3 版)』323 頁、326 頁（2017 年、新世社）。

(60) 四宮・前掲注(6) 71 頁、188 頁、藤原・前掲注(6) 209-210 頁。

(61) 複数の定義につき、奥田・前掲注(34) 3-4 頁、中田・前掲注(34) 14-17 頁、潮見佳男『新債権総論 I』153-157 頁（2017 年、信山社）。

(62) 奥田・前掲注(34) 13 頁、中田・前掲注(34) 61-63 頁。

きる。そして、無権限者への弁済が 478 条により有効となる場合は、債権自体の帰属とともに請求力や給付保持力に基づく利益が完全に遮断され、割当内容が害されることになると解されるであろう。<sup>(63)</sup>

他方で、債権は給付やその目的物を排他的に把握するわけではないため、第三者による給付の妨害や目的物の取得などの場合（次述(3)の例参照）は、債権の割当内容が害されたと捉えることはできない。無権限者が弁済を受領して 478 条が成立しないときも、債権者への給付（二重の給付）の妨害や債務者との二重契約に基づく給付の受領の場合と異ならないようにもみえる。しかし、無権限者への弁済には、それらと同視できない重大な特殊性があると考えられる。つまり、無権限者は債権者が有する「当該債権について」弁済を請求して受領したという点（端的に言えば、当該債権を行使したという点）であり、単に給付の妨害となる事実行為をしたり、二重契約上の自己の債権につき弁済を受けたわけではない。無権限者は無色の給付を受領したのではなく、「当該債権についての弁済」という特定の標識の付いた給付を受領したにほかならない。当然のことながら、「当該債権に備わる請求力や給付保持力」に基づく利益を享受できるのは、当該の真の債権者のみである。このようにみると、無権限者が当該債権についての弁済として給付を請求し受領した場合は、「当該債権の割当内容」に反して受益したと解することができるであろう。<sup>(64)</sup>

以上によれば、無権限者への弁済がなされた場合、478 条が成立しないときであっても侵害利得が成立し、債権者は無権限者に対し不当利得返還請求をできると考えられる。これは、平成 16 年 10 月判決の結論と一致するが、それを導くための法律構成が異なるとともに、信義則違

---

(63) なお、478 条の効果に関する抗弁権説では、債権は消滅せず帰属侵害という把握ができるため、侵害利得の成立をどのように根拠づけるのか問題になろう。

(64) 藤原・前掲注(2)(4・完) 2363 頁は、債権は債権者に帰属してはいるが、債務者の給付は債務者の財産に由来し、債務者の給付の債権者への排他的帰属を観念することはできないとし、そのままでは侵害利得による不当利得返還請求権は成立しないと解している。しかし、問題にすべきは債務者の給付やそれが由来する債務者の財産ではなく、「当該債権についての弁済としての給付」の帰属であると考えられる。なお、後出注(66)も参照。

反という事案の具体的な事情に左右されずに原則的に不当利得返還請求を認めるものである。<sup>(65)</sup>この結果、債権者は債務者に対し本来の債権につき弁済を請求できるとともに、無権限者に対し不当利得返還請求ができることとなる<sup>(66)(67)</sup>（両者の関係については、後述(5)参照）。

(3) また、478条が成立しないか成否が確定していない場合に、債権者は故意・過失のある無権限者に対し不法行為に基づく損害賠償請求ができるかどうかが問題となる。これは平成23年判決が扱ったケースであり、無権限者による損害要件の否認を信義則違反として排斥することにより、債権者の債権全額について損害賠償請求が認められている（前述II(4)参照）。これに関しても結論は支持されているが、疑問が残されることが多い

(65) 武川・前掲注(13)153頁も、およそ自己が保有しうる利得でないことを理由に、信義則を媒介せることなく不当利得返還請求を認める。また、平田・前掲注(11)113頁は、預金債権の無権限での払出行為に基づき侵害利得返還請求権が成立することを、当然視しているとみられる。

(66) このような理解（ここで想定しているの金銭債権であるが）は、特定物債権や種類債権について無権限者への弁済がなされた場合の法律関係とも整合的であると思われる。無権限者に特定物が給付された場合において、債権者が対価を支払うなどすでに所有権を取得し、かつ、債務者が無権限者から返還を受けて債権者に給付することが社会通念上不可能とまでいえないときは、債権者は債務者に対しその特定物の給付を請求できるとともに、無権限者に対し所有物返還請求ができると考えられる（なお、物権的請求権が成立するときは、不当利得はその補完性から成立しないことにつき、四宮・前掲注(6)183頁、澤井・前掲注(6)62頁、藤原・前掲注(6)204頁）。また、無権限者に種類物が給付された場合に、種類物の特定や債権者の対価の支払などにより債権者が所有権を取得していたときも、債権者は債務者に対し別の種類物の調達・給付を請求できるとともに、無権限者に対し所有物返還請求をすることができるであろう。これらの場合は、本来の債権と所有物返還請求権が並立することとなるが、金銭債権のときは、所有物返還請求権の代わりに、侵害利得に基づく不当利得返還請求権が並立する関係になるといえる。もっとも、特定物債権・種類債権の場合は債権者が目的物の所有権を取得していることが前提であり、これとの比較からすると、金銭債権については、債権者が対価の給付を済ませているなど（預貯金債権、保険金請求権も該当しうる）、当該金銭債権の割当内容に基づく利益を享受できることが確定している必要があると解する余地がある。

(67) 理論的な根拠となるわけではないが、平成16年10月判決と結論が一致することはこのような理解にとって意味があろう。また、479条の存在も、それによって不当利得返還と本来の債権の消滅との間に同時性・同額性・当然性が確保され、法律関係の明快な処理を可能にすることから（前述III(3)参照）、このような理解をとることの後押しとなるであろう。

く、とくにどのように損害を確定するのかが問題にされている。従来、債権侵害の不法行為については、帰属侵害と給付侵害に大別して議論されていることからすると、まず、どのような債権侵害であるかを明らかにし、それとの関係において損害の内容を検討すべきであると考えられる。<sup>(68)</sup>

帰属侵害は、債権の帰属自体を侵害する類型であり、無権限者が弁済を受領し478条が成立する場合が該当するとされる。これに基づく損害は、債権の価値全額を含む履行利益であることだろう。しかし、478条が不成立か未確定の場合は債権が消滅したとはいはず、その段階で帰属が侵害されたと捉えるのは難しいといえる。これに対し、給付侵害は、債権の目的である給付を侵害する類型であり、第三者が債権の目的物を侵奪したり毀滅した場合、第三者が債務者による給付を妨害した場合、第三者が債務者と協働して二重契約をした場合などが例示され、債権が観念的存在であることや排他性を有しないことなどから、第三者の主觀的意図や客觀的態様が一定の条件をみたすときに不法行為の成立が認められる。<sup>(70)</sup>これに基づく損害は、目的物の毀滅や給付の重大な妨害の結果、給付が不能に帰して債権が消滅するときは、債権の価値全額を含む履行利益になりうるであろう。しかし、目的物の侵奪や給付の一時的な妨害のように、給付がなお可能であり債権が存続するときは、遅延損害のかたちの履行利益が損害の中心となると解せられる。給付侵害においては、損害として債権の価値全額が当然に含まれるわけではなく、侵害の在り方によって異なると考えることができる。

無権限者が弁済を受領して478条が不成立か未確定の場合、他人の債権を行使した以上は何らかの債権侵害に当たるとみるべきであるが、帰属侵害ではなく、給付侵害の例示とも異なるように見える。しかし、その生じる

---

(68) 滝澤・前掲注(13)11頁（前出注(28)参照）、中田・前掲注(13)33頁、平井・前掲注(13)153頁、武川・前掲注(13)152頁。

(69) 最近までの議論につき、窪田編・前掲注(42)308-312頁〔橋本佳幸〕。

(70) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』130-131頁（1989年復刻版、日本評論社）、議論の状況につき窪田編・前掲注(42)310-312頁〔橋本〕。

事態に着目すると、債権者は債務者に対し二重弁済を請求する関係になり、債務者がそれに安易に応じるとは思われず、むしろ 478 条の成立を主張するなどして争うことが十分に考えられる。これは、無権限者によって債務者による給付が妨害された状態であると捉えることができ、給付侵害の一<sup>(71)</sup>種として把握してよいであろう。この場合、無権限者は債権の存在と内容を認識しているからこそそれを行使するのであり、主観的意図や客観的態様に関する要求を加重する必要はなく、故意・過失（他人の債権であることや自己に受領権限がないことにつき問題になりうる）があれば給付侵害の不法行為が成立しうると解せられる。そして、この場合の損害は、債権者が債務者に対し二重弁済を請求するという困難な状況に陥ったがために増加した負担（主に催促・調査・交渉・訴訟等に要する増加費用が考えられる）が中心となり、逆に、債権の価値全額を含むと解するのは難しいと言<sup>(72)(73)</sup>うべきである。<sup>(74)</sup>したがって、平成 23 年判決はその結論においても不当であり、債権者は無権限者に対し不法行為に基づいて、そうした増加負担

(71) 川地・前掲注(13) 248 頁は、給付の実現可能性が低下したことから給付侵害に当たると解している。

(72) 中田・前掲注(13) 33 頁は、伝統的な考え方では、債務者の資力に不安がない場合、債権者の損害としては、債権実現の可能性の低下、より具体的には、債務者から支払を受けるために要する訴訟等のコスト、債務者と無権限者に対する各訴訟において債務者の過失について相反する主張を強いられる不利益などが考えられるとしている。ただし、債務者から弁済を受けるためのコストは、無権限者への弁済にかかわらず当初から発生したものもあり、厳密には、無権限者への弁済があったがために増加したコスト部分のみが損害となろう。

(73) これ以外に、債務者が二重弁済を拒んで履行遅滞となった場合に生じた遅延損害も、無権限者の弁済の受領による債権侵害が招いた結果として評価できる可能性がある。この場合、債権者は「無権限者」に対して遅延損害の賠償請求をすることもできるであろう。

(74) 中田・前掲注(13) 33 頁は、伝統的な考え方では、無権限者が受領した金額が直ちに債権者の損害額だとはいいくいとする。なお、他人の権利の行使による不法行為については、いわゆる利益吐き出し型損害賠償も提唱されている（窪田・前掲注(17) 372-373 頁。議論の概要につき、窪田編・前掲注(42) 428-429 頁〔前田陽一〕）。これによれば、無権限者は他人の債権の行使により利益を取得したとして、債権者は無権限者に対し受領した弁済額につき損害賠償請求ができることになりうるであろう（中田・前掲注(13) 33 頁参照）。しかし、学説の多くはこの見解に批判的であると解される（現状につき、窪田編・前掲注(42) 429 頁〔前田〕）。

に関する損害賠償を請求することができるにとどまると考えられる<sup>(75)(76)</sup>（債権者が無権限者に対し不当利得返還請求がすることにつき、前述(2)参照）。

他方で、こうした増加負担は、478条が成立して債権の帰属侵害となるときにも同様に発生する可能性がある。つまり、無権限者への弁済がなされた場合、478条の成否は最終的には判決の確定を待つほかなく、それまでの間、債務者が債権者に対し二重弁済を拒み、債権者が弁済を受けるための負担が増加するという状況に陥るのは、基本的に同じであるとみられるからである。したがって、債権者は無権限者に対し、帰属侵害を根拠に債権の価値全額を損害として賠償請求できる（また、不当利得返還請求をすることができる）とともに、給付侵害を根拠に増加負担についても損害賠償請求ができるものと考えられる。

(4) このほか、債権者は無権限者による弁済の受領を追完（追認）することができる<sup>(77)</sup>とされる。これは、弁済の受領により債権を消滅させるという一種の処分行為をなす権限を事後的に補完するものであり、いわゆる処分授權に属する問題と解せられる。この追完により、無権限者による弁済の受領（つまりは債務者による弁済）は有効となり、本来の債権は確定的

---

(75) こうした増加負担に関する損害賠償請求においては、過失相殺や求償関係に関する不都合（前述II(8)参照）は生じないといえる。無権限者への弁済に関して債権者の過失が関与しているときは、通常どおり過失相殺をすればよく、また、無権限者への弁済に関与した者が複数いるときも、各人の受領額にかかわらず、共同不法行為の責任を負うと解すれば足りるであろう。

(76) ここでの結論は、債権者が被った不利益に基づいて損害の内容を自然に構成したものにすぎず、むしろ平成23年判決に関する従来の議論は不自然であると思われる。たとえば、滝澤・前掲注(13)11頁は、平成23年判決における損害の実体は、保険金請求権の喪失であるはずではなく、請求権者の権利行使に支障が生じていることと解ざるをえないとする。また、川地・前掲注(13)248頁は、債権者は債権の内容が本来の給付の要求から二重弁済の要求に変容したことにより、給付の実現可能性の低下という損害を被っているとし、武川・前掲注(13)152頁は、債権の円滑な行使・実現が害されたことをもって損害と捉えてよいのではないかとする。これららの見解は、いずれも平成23年判決の結論を支持しているが、しかし、それらに素直に依拠すれば、無権限者が受領した弁済額（平成23年判決の事案では保険金請求権の全額である）をもって当然に損害とする結論を導くことはできないはずである。これにつき、中田・前掲注(13)33頁（前出注(72)）も参照。

(77) 四宮・前掲注(6)199頁。また、我妻『債権各論（下巻一）』1037頁（1973年、岩波書店）は、弁済給付の追認ができるとする。

に消滅することになる。この結果、債権者は無権限者に対し、侵害利得に基づく不当利得返還請求権を取得することができる。しかし、本来の債権は追完によって消滅するため、それ以後は債権者は無権限者に請求することしかできず、そして、<sup>(78)</sup>当初の債務者ではなく無権限者の無資力危険を負わざるをえないといえる。このため、債権者は無権限者に対し原則的に不当利得返還請求ができると解する場合（前述(2)参照）、債権者にとって追完を選択する積極的意義は存在しないと考えられる。

(5) 以上によれば、債務者が無権限者に弁済した場合、債権者は複数の債権を有する状態になるため、それら相互の関係が問題になる。まず、478条が成立するときは、債権者は債務者に対する本来の債権を失うが、無権限者に対して不当利得返還請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権を取得する。これらは請求権競合の関係に立つと解せられるが、増加負担に関する部分の賠償請求は目的を異にするため不当利得返還請求権とは競合せずに独立に存在するものと考えられる。

また、478条が成立しないか成否が確定していないときにおいては、債権者は債務者に対する本来の債権を有するとともに、無権限者に対して不当利得返還請求権や不法行為に基づく増加負担に関する損害賠償請求権を<sup>(79)</sup>取得することとなる。ここで、債権者が債務者から本来の債権につき弁済

(78) 最判昭和37・8・10民集16巻1700頁は、他人による根抵当権設定という处分行為を追認した場合につき、116条類推適用により处分時に遡及して効力を生ずるとする。これに従えば、債権の消滅時は弁済時であることになろう。

(79) このため、藤原・前掲注(11)41頁、同・前掲注(12)117頁、同・前掲注(2)(4・完)2363頁は、無権限者から返還を受けるのと同時履行での追認という法律構成により、債権者は無権限者に対し不当利得返還請求ができるとする（岡・前掲注(12)10頁もこれを支持する）。しかし、武川・前掲注(13)152頁が指摘するように、追認の効果は返還までは確定していないはずであるから、その論法の今までなぜ不当利得返還請求権が成立するのか不明といえる（中田・前掲注(13)33頁は、この法律構成につき擬制のきらいがあるとする）。また、追認という単独行為の効果を無権限者による返還という不確定な事情にからしめ（これは停止条件付き追認であろう）、債務者の地位（本来の債務の帰趨）を不安定にすることにも大きな問題があると考えられる。

(80) 山田・前掲注(9)87頁は、債権者の本来の債権と不当利得返還請求権に関して、債務者と無権限者の不真正連帶債務となるという解釈の可能性を示す（これを引用するものとして、笠井・前掲注(13)56頁、中田・前掲注(13)33頁、武川・前掲注(13)152頁）（なお、

を受けた場合、その債権が消滅するのは当然であり、この結果、無権限者が受領した弁済はその債権の割当内容に反するものとはいせず、債権者の不当利得返還請求権も消滅するに至ると考えられる。ただし、増加負担が残るかぎりその賠償請求権は影響を受けずに存続する。他方、債権者が無権限者から不当利得返還を受けた場合、それは無権限者への弁済と因果関係のある利益であるため、479条によりその返還を受けた限度で有効な弁済となり、債権者の本来の債権も消滅することになるが（前述Ⅲ(3)参照）、ここでも増加負担が存するかぎりその賠償請求権は存続するものと考えられる。<sup>(81)</sup>

## VI 無権限者の法的地位

(1) 無権限者が債務者から弁済を受領した場合、それは法律上の原因を欠くものであるため、債務者に対し不当利得返還義務を負う。このとき、478条が成立する場合は例外的に有効な弁済となり、その結果、無権限者は不当利得返還義務を免れることができるが、無権限者が債務者に対しそれを主張できるのは、債務者と債権者の間において478条の成立が判決により確定された時以降に限られる。それまでは、無権限者が債務者に対し

---

↖ 不真正連帶「債権」の関係に立つという解釈もみられるが（岡・前掲注(12)9頁、滝澤・前掲注(13)12頁）、債権者ではなく債務者が複数の場合であるから誤解であると思われる）。一般に不真正連帶債務であるためには、給付の同一性が必要となるが、本来の債権は預貯金債権等の契約上の債権であってその内容は様々であり、不当利得返還請求権がそれと同一の給付を目的とするとはいえないようにも思われる。しかし、本来の債権に基づいて取得される給付とは、債権の割当内容を直接的に実現するものであり、ここでの不当利得返還請求権は、その債権の割当内容に反する侵害利得に基づくものであって、その利得の清算として給付を間接的に実現するという実質があることから（武川・前掲注(13)152頁が指摘するところである）、少なくとも給付の「実質的」同一性を認めることは可能であると解せられる（こうした発想につき、四宮和夫『請求権競合論』182頁（1978年、一粒社）参照）。したがって、本文のような理解とは別に、不真正連帶債務という観点から相互関係を把握することも十分考えられるであろう。

(81) 債権者が債務者から本来の債権につき一部弁済を受けた場合は、債権はその限度で一部消滅するためその割当内容も縮小し、債権者の不当利得返還請求もそれに伴って一部消滅すると考えられるであろう。

478条を援用することは、債務者保護を目的とする478条の制度本来の趣旨に反するため許されないと解せられる（前述IV(4)参照）。

また、無権限者が債務者から弁済を受領した場合、それは478条の成否にかかわらず債権者の債権の割当内容に反するものであるため、債権者に対し不当利得返還義務を負う（前述V(2)参照）。そして、478条が成立する場合は本来の債権が消滅するため、故意・過失のある無権限者は、債権の帰属侵害の不法行為を理由に、債権者に対し債権の価値全額につき損害賠償義務を負う。さらに、無権限者による弁済の受領は478条の成否にかかわらず債権の給付侵害となるため、故意・過失のある無権限者は、その不法行為を理由に、債権者に対し本来の債権の弁済を受けるための増加負担につき損害賠償義務を負うこととなる（前述V(3)参照）。

(2) 以上によれば、無権限者が債務者から弁済を受領した場合、債務者は複数の債務を負う状態になるため、それら相互の関係が問題になる。まず、478条が成立する場合、無権限者に故意・過失があるときは、債権者に対する不当利得返還義務と帰属侵害の不法行為に基づく損害賠償義務を負うが、これらは請求権競合の関係に立つと解せられる（前述V(5)参照）。ただし、無権限者が善意（有過失）であるときは、利得消滅の抗弁により返還義務の現存利益への縮減を主張できる可能性があり（もっとも、金銭を受領したときは原則として認められないであろう<sup>(82)</sup>）、債権者に過失があるときは、過失相殺による損害賠償額の減額を主張することができる。過失相殺により減額された部分については、債権者としては不当利得返還請求によって回収することが必要であり可能であると考えられる。なお、善意（有過失）の無権限者は、債権者に対し給付侵害の不法行為に基づく損害賠償義務を負うが、この部分は債権者に生じた増加負担に関するものであるため不当利得返還義務とは別個独立であり、請求権競合の関係に立たないといえる（前述V(5)参照）。

また、478条が成立しないか成否が確定していない場合、無権限者は債

---

(82) 四宮・前掲注(6) 88-90頁、藤原・前掲注(6) 267頁参照。

務者に対し不当利得返還義務（給付利得）を負い、債権者に対し不当利得返還義務（侵害利得）を負い、無権限者にとって債務者と債権者という複数の債権者が現れることになる。ここで、無権限者が債務者に対し弁済した場合、そもそも受益が存在しないことになるため、債権者に対する不当利得返還義務は消滅すると考えられる。また、債権者に対し弁済した場合、それは債務者が無権限者に弁済したことと因果関係があるため、479条に従い弁済として有効となり、債務者に対する不当利得返還義務は消滅すると解すべきであろう。<sup>(83)</sup>これに関しては、債務者と債権者の双方が請求した場合、債権者への弁済を実現することが最終的な解決となることから、債権者の請求を優先すべきであるとされ、無権限者は債権者からの請求を根拠に債務者への不当利得返還を拒むことができるとの見解もみられる。<sup>(84)</sup>たしかに、479条の存在もそうした解決の後押しとなるであろう。しかし、債権者の請求に対して無権限者が実際に返還に応じるという保障はなく、債権者が請求したにすぎない段階で無権限者にそのような拒絶権を認めるの適切ではないといえる。また、債務者と債権者が訴訟を提起する場合、それぞれ別訴で無権限者に返還請求することになろうが、無権限者が実際に返還していない段階で債権者の請求のみを認容するという処理は難しいと考えられる。このようにみると、債務者の不当利得返還請求と債権者の不当利得返還請求の調整は、無権限者が一方に返還した段階で他方への返

(83) 一方の債務の弁済により他方の債務も消滅するという理解として、山田・前掲注(9) 87頁、岡・前掲注(12) 9頁。これについては、債務者の不当利得返還請求権と債権者の不当利得返還請求権が、無権限者に対して「不真正連帯債権」の関係に立つという解釈の可能性も考えられる。たしかに両者は不当利得返還請求権であるとはいえ、前者は給付利得、後者は侵害利得に基づくという理論的性質上の相違があり、給付の同一性（前出注(80)参照）が存在しないようにも思われる。しかし、両者は無権限者への弁済という共通の事象に基づいて同時に発生するというだけでなく、前者は本来の債権の割当内容が誤った相手方に実現されたことに基づくもの、後者はその債権の割当内容に反する利得が生じたことに基づくものである。債権の割当内容に関して元の状態を復元する（そして、債務者の弁済による実現を目指す）か、割当内容に即した状態を現状から直接的に実現するかという過程の相違にとどまり、最終的な目的は共通であるとみれば、給付の「実質的」同一性を認めることができるように思われる。

(84) 奥田・前掲注(34) 511頁、武川・前掲注(13) 153-154頁。

還義務が消滅するとの解釈（上記参照）によるのが妥当であると解せられる。<sup>(85)</sup>

## VII おわりに

本稿は、債務者が無権限者に弁済した場合に生じる法律関係の全体を明らかにするため、債務者・債権者・無権限者の法的地位と相互関係について考察してきた。それら三当事者には、それぞれ複数の権利ないし義務が存在ないし発生する（換言すれば、債務者と債権者、債務者と無権限者、債権者と無権限者の間には、それぞれ複数の権利ないし義務が関係する）ことから、やや複雑で見通しづらい法律関係の理解とならざるをえなかつたきらいがある。また、その理解を導くに当たって、従来の一般的な議論と一致しないような解釈を採用した部分（下記に「前述……参照」としたもの）もある。そのため、最後に、本稿の示した理解を簡潔に整理しておきたい。

### (a) 債務者

- ① 無権限者への弁済は原則として無効であるため、債務者は債権者に対し本来の債務を負う。
- ② 債務者は債権者に対し、478条により弁済は有効であるため本来の債務は消滅したと主張することができる。
- ③ 無権限者への弁済は原則として法律上の原因のないものであるため、債務者は債権者に対し不当利得返還請求権（給付利得）を有する。
- ④ 無権限者は③の請求に対し、478条の成立を援用することは許されない。債務者保護を目的とする478条の制度本来の趣旨に反するからで

---

(85) ただし、かなり例外的なケースであるが、債務者と債権者がそれぞれ無権限者に対する債務名義を得て、同一の強制執行手続内で配当すべき状況になった場合は、配当がなされる限度で不当利得返還の実現が保障されることになるため、債権者への配当を優先させるのが、問題の最終的な解決に資するであろう。

ある（前述IV(4)参照）。

- ⑤ 債務者と債権者の間において478条の成立が判決により確定された場合、無権限者は③の請求に対し、478条の成立を援用することができる（前述IV(4)参照）。無権限者への弁済は法律上の原因のあるものとして確定し、③の請求権は消滅するからである。
- ⑥ 債務者が無権限者から③の不当利得返還を受けた場合、478条の要件である弁済を欠くことになるため、②の主張は不可能となる。

#### (b) 債権者

- ① 無権限者への弁済は原則として無効であるため、債権者は債務者に対し本来の債権につき弁済を請求することができる。
- ② 債権者は債務者から、478条により弁済は有効であるため本来の債務は消滅したと主張される可能性がある。
- ③ 無権限者による弁済の受領は、478条の成否にかかわらず、債権者の本来の債権の割当内容に反するものであるため、債権者は無権限者に対し不当利得返還請求権（侵害利得）を有する（前述V(2)参照）。
- ④ 故意・過失のある無権限者による弁済の受領は、債権者の本来の債権に対する給付侵害の不法行為となるため、債権者は無権限者に対し増加負担の損害賠償請求権を有する（前述V(3)参照）。
- ⑤ 故意・過失のある無権限者による弁済の受領につき、478条が成立し本来の債権が消滅した場合、債権者の本来の債権に対する帰属侵害の不法行為となるため、債権者は無権限者に対し債権の価値全額等の損害賠償請求権を有する。
- ⑥ 債権者が債務者から①の弁済を受けた場合、債権者の本来の債権自体が消滅するため、③の請求権は消滅する。
- ⑦ 債権者が無権限者から③の不当利得返還を受けた場合、479条により無権限者への弁済は有効となるため、①の債権は消滅する。
- ⑧ 債権者が無権限者から③の不当利得返還または⑤の損害賠償の一方を受けた場合、請求権競合の関係にあるため、他方の請求権は消滅す

る。

(c) 無権限者

- ① 無権限者への弁済は原則として無効であるため、無権限者は債務者に對し不当利得返還義務（給付利得）を負う。
- ② 無権限者による弁済の受領は、478条の成否にかかわらず、債権者の本来の債権の割当内容に反するものであるため、無権限者は債権者に對し不当利得返還義務（侵害利得）を負う。
- ③ 故意・過失のある無権限者による弁済の受領は、給付侵害の不法行為となるため、債権者に對しその増加負担の損害賠償義務を負う。
- ④ 故意・過失のある無権限者による弁済の受領につき、478条が成立し債権者の本来の債権が消滅した場合、無権限者は帰属侵害の不法行為を理由に、債権者に對し債権の価値全額につき損害賠償義務を負う。
- ⑤ 無権限者が①の不当利得返還をした場合、無権限者には受益が存在しないため、②の義務は消滅する。
- ⑥ 無権限者が②の不当利得返還をした場合、479条により無権限者への弁済は有効となるため、①の請求権は消滅する。
- ⑦ 無権限者が債権者に對し②の不当利得返還または④の損害賠償の一方をした場合、請求権競合の関係にあるため、他方の請求権は消滅する。